

令和7年度 第3回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和8年1月28日（水） 10時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者 委員：福田会長、榎本委員、氏家委員、井田委員、石橋委員、遠藤委員、
花田委員、木村委員、長原委員

石狩市：事務局 建設部 部長 本間 孝之
建設総務課 課長 那須野 英人
建設総務課 主査 鶴沼 雄一
建設総務課 主任 水戸 麻衣

傍聴者：0名

<事務局：那須野課長>

定刻となりました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしておりますA4版の諮問案件の綴り3冊、報告案件の綴り1冊となります。皆様お手元にごございますでしょうか。

それでは、ただいまより「令和7年度第3回石狩市都市計画審議会」を開催いたします。

本審議会の事務局を務めます、建設総務課長の那須野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会でございますが、長川委員より欠席する旨の申し出がございました。また、井田委員が少し遅れておりますが、出席者は委員10名のうち9名となりますので、委員の二分の一以上の出席を満たしていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

また、前回の審議会における傍聴者はおらず、意見の提出はございませんでした。

なお、委員改選後、初めてご出席される方がいらっしゃいますので、私のほうからご紹介いたしますので、簡単に一言いただければと思います。

学識経験者枠としてご参加いただいております北海学園大学工学部建築学科教授の石橋達勇様です。

<石橋委員>

北海学園大学工学部建築学科教授でございます。石橋と申します。よろしく願いいたします。

<事務局：那須野課長>

それでは、会長にこの後の議事進行をお願いいたします。

<福田会長>

皆様おはようございます。本日の議題は、前回の審議会で諮問されました、「札幌圏都市計画道路の変更（案）」と「札幌圏都市計画公園の変更（案）」、「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針（案）の策定について」の3案件についての継続審議となっております。

合わせて報告案件として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 第2回定時策定の中間見直しにかかる案の申し出について」となります。

前回の審議会後、「札幌圏都市計画公園の変更（案）」、「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針（案）の策定」については、パブリックコメントが実施されております。

本日はこれらパブリックコメントの結果や、前回審議会における諮問内容の修正事項があれば、事務局より説明いただき、審議の上、答申を出したいと思っております。

なお、説明、審議は案件ごとに行ってまいります。

それでは、諮問案件第1号、「札幌圏都市計画道路の変更（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局：鶴沼主査>

おはようございます。建設総務課の鶴沼と申します。

わたくしからご説明いたします。着席してご説明させていただきます。

モニターのほうには、事前にお配りしたパワーポイント資料を投影しております。また、お手元に配布しております各種資料も併せてご覧ください。

1件目は札幌圏都市計画道路の変更（案）についてとなります。

パワーポイント3ページをご覧ください。まず簡単に前回のおさらいとしてご説明いたします。令和12年度の供用開始に向け事業化した緑苑台地区と札幌市北区屯田地区を結ぶ都市計画道路「屯田・紅葉山通」について、詳細設計の結果、橋梁部の幅員等の諸元が決まったことから、これに合わせて都市計画道路の区域を変更するものです。

4ページをご覧ください。都市計画変更の内容につきましては、記載の通りとなりまして、前回の審議会から変更はありません。なお、詳細な都市計画変更の内容はお手元の資料にお配りしております。

また、本件につきましては、1月5日から1月19日まで都市計画変更案の縦覧を行い、閲覧者、意見提出がなかったことから、前回審議会における諮問内容から変更になった部分はありません。

5ページをご覧ください。今後についてですが、本日の審議会でも妥当であるという答申をいただいた場合には、北海道知事に対し都市計画変更にかかる協議を行い、回答をいただいたのち3月中には都市計画変更の告示を行いたいと考えております。

わたくしからは以上です。

<福田会長>

ありがとうございます。資料の説明が終わりましたので、これより審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

前回からの継続審議ですので、特にご意見が無いようでしたら、この件に関しては妥当であるということで次の案件に移ってもよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

それでは、つづいて諮問案件第2号、「札幌圏都市計画公園の変更（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

<事務局：鶴沼主査>

はい。パワーポイント7ページをご覧ください。概要についておさらいです。石狩湾新港地域にある「港公園」は、現在に至るまで未整備となっており、データセンターの立地が盛んなREゾーンに隣接し土地の有効利用が望まれることから、石狩市長期未着手公園の見直し方針を策定し、廃止の可否について検討した結果、港公園の廃止が可能という結論となったことから、都市計画変更を行うものです。

8ページをご覧ください。前回の都市計画審議会終了後、11月7日から12月8日まで記載の内容でパブリックコメントを実施しました。お手元の資料「都市計画公園（港公園）の廃止について」もあわせてご覧ください。

パワポ資料9ページもしくはお手元に配布の資料「都市計画公園（港公園）の廃止について」に寄せられた意見と検討結果について」をご覧ください。

パブリックコメントの結果ですが、1名の方から2件のご意見が寄せられました。

1つ目のご意見としては、「当該用地にはすでに「太陽光パネル」が設置されているが、公園廃止以前に設置されたのはどのような手続きで設置されたのか？」というものです。

回答としましては、「太陽光パネルの設置されている用地は石狩開発株式会社の所有となっており、石狩市も了承のうえ、石狩開発株式会社と太陽光パネル設置者との間で、公園整備が行われる場合には契約を解除できる条件付きで賃貸借契約を結んでいる」としております。

本ご意見につきましては、今回の都市計画変更についてのご意見ではなく、ご質問であるため、パブリックコメントの検討結果としましては、ご質問・ご意見として伺うものとして「その他」としております。

2つ目のご意見としましては、「当該用地内には石狩町新港促進協議会において設置された「開港記念碑」が存在するが、その取扱いについて示すべき」とのものです。

回答としましては、「石碑の存在については認識しており、当該用地の利用が具体的になった場合には石碑の移設等、取扱いについて関係者と協議する必要があると考えている」と

しております。

本ご意見につきましても、今回の都市計画変更の是非についてのご意見ではないため、パブリックコメントの検討結果としては、ご質問・ご意見として伺うものとして「その他」としております。

以上のご意見への対応は、いずれも「その他」としていることから、都市計画変更の内容について修正は行いません。

10ページをご覧ください。都市計画変更の変更理由につきましては、記載の通りですが、パブリックコメントの結果及び1月5日から1月19日までの都市計画変更案の縦覧において閲覧者、意見提出がなかったことから、前回審議会における諮問内容から変更になった部分はございません。

11ページをご覧ください。今後についてですが、本日の審議会で妥当であるという答申をいただいた場合には、北海道知事に対し都市計画変更にかかる協議を行い、回答をいただいたのちに3月中には都市計画変更の告示を行いたいと考えております。

わたしからは以上です。

<福田会長>

はい、ありがとうございます。

資料の説明が終わりましたので、これより審議に入りたいと思います。

なにか、ご意見ご質問などはございませんでしょうか。

はい、長原委員。

<長原委員>

長原でございます。

直接、都市計画審議会の審議案件ではないかと思いますが、パブリックコメントに寄せられている開港記念碑について、十分慎重な取り扱いをお願いしたいと意見を申し上げたいと思います。

かつて、石狩市で教育委員会が管理していたと思うんですが、樽川5条にあった開拓の碑が、市と関係ないのかということで土地の開発者のほうから取り扱いについて協議があったんですが、それを拒否してしまったために、開発事業者が粉々に砕いて無くなってしまったという事件がありました。

当時、私としては非常に残念な思いをいたしましたし、郷土研究会の皆さまからも非常に残念だという声が寄せられております。そういったことが再び起きないようにということで申し上げてきた経緯がございますけども、今回の石碑についても、直接、都市計画審議会の議題ではないかもしれませんが、十分に関係部局と連携をとって慎重な取り扱いをお願いしたいということを一言、意見として申し上げておきたいと思います。以上でございます。

<福田会長>

はい、事務局いかがでしょうか。これはパブリックコメントでいただいた意見と同様ですが、けれども石碑について何かございますでしょうか。

<事務局：那須野課長>

この記念碑ですけれども、石狩町新港促進協議会というのが新港の早期完成、背後地の開発促進の要望活動を行ってきたんですが、それが終了したことによって、その活動を後世に伝えるために、平成6年の7月に建設されたものと同っておりまして、今後の取り扱いについてですけども、現時点では具体的な手法ですとか、どこの場所に移設する等決まってないんですが、当該地の具体的な活用について検討される際には関係者を集めて十分に検討して参りたいと考えております。

<福田会長>

長原委員よろしいでしょうか。

<長原委員>

はい。

<福田会長>

石碑については、然るべき対応をするということで、他にご意見などございませんでしょうか。

はい、石橋委員。

<石橋委員>

先ほどのご意見の中にあつた、石碑ですけれども、すいません私不勉強なこともあるんですけども、法律的にはどのような位置付けになるのでしょうか。つまり、行政で扱うのであればどこの部局が取り扱うのか、となったときにそもそも石碑といったものは法的にどのような位置付けになるかによって所管が全然変わってくるのかなと思うのですけれども。

そのへんについて事務局のお考えについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

<事務局：那須野課長>

よろしいですか。

<福田会長>

はい。

<事務局：那須野課長>

先ほども説明申し上げました、元々、石狩町新港促進協議会というのがこの石碑を造ったんですけれども、この協議会がもう解散しておりまして、現在所有者がいない状況となっているところでございます。当時、石碑を造るにあたって、石狩町としても出資したりですとか、土地の地権者であります石狩開発も出資しているところがありまして、それら関係機関を含めたうえで、どのように取り扱っていかうかということは協議していかなければいけないと考えているところでございます。

<福田会長>

そうすると、石狩市と石狩開発並びに出資したところが協議しながら、今後決定していくという。

<事務局：本間部長>

協議会さんはもういないので、土地の所有者である石狩開発と石狩市で、土地の利用がある程度決まったら、その石碑をどうするか、どこに移設するか等、そういったことは具体的に検討しますという考えでいます。

<石橋委員>

すいません、つまり法的な位置付けは協議の中で、これから固めていくという理解でよろしいでしょうか。

<事務局：本間部長>

法的な位置付けはあくまで任意なので、構造物、石碑ですから法的な位置付けは何もないです。

<石橋委員>

特に何もないんですね、理解しました。そういうことでしたら承知しました。

<福田会長>

榎本委員。

<榎本委員>

すいません、私1回も見ることが無いのですが、結構大きいものですか。

<事務局：鶴沼主査>

今、画面に写真を投影します。

<榎本委員>

大きかったら、移設するのにお金かかるよね。道道沿いに建っている？

<事務局：那須野課長>

道道沿いです。

<榎本委員>

結構立派なものですね。また、下になにか書いてますね。了解しました。ありがとうございます。

<福田会長>

過去の残念な件もあるということですので、今後、この土地が利用されることになりましたら、ぜひ関係部署と石狩開発とともにですね、然るべき措置をしていただいて、良いところに、立派な石碑ですので移設していただければと思いますが、他にご意見などございましたらでしょうか。

はい、ではこの件に関しては妥当であるということですので、次の案件に移ってよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

それでは、つづいて諮問案件第3号、「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針（案）の策定」について事務局より説明をお願いいたします。

<事務局：鶴沼主査>

パワーポイント資料13ページをご覧ください。「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定」についておさらいですが、新港地域の産業用地不足に対応すべく、周辺の市街化調整区域のうち、幹線道路の沿線など、優位性がある土地については市街化調整区域における地区計画制度、いわゆる調地区や地域未来投資促進法を活用し、産業の立地を可能とすることを目的としております。

これらを活用するために都市計画マスタープランへの位置づけを、本方針の策定により行うものです。

本件については、パブリックコメントを行っておりますので、その結果をご報告いたしますが、はじめに前回審議会において諮問した案から、一部文言の修正がありますのでご説明いたします。

本修正につきましては、本方針の策定と合わせて位置づけが必要な、北海道が策定する「都市計画区域マスタープラン」、いわゆる「区域マス」との整合性の観点から、北海道と協議の上、一部文言修正を行う必要が生じたものです。

なお、方針の大きな方向性については変更ありません。

14ページをご覧ください。具体的な修正点についてお手元にお配りしている新旧対照表をご覧ください。左側が変更前、前回の審議会でお示した内容、右側が修正したものです。上から、3「基本的な考え方」の部分において、市街化区域の設定の際に必要な人口及び産業の将来見通しに基づく面積である「フレーム」についての表現をみなおしております。

また、中ほどでは、産業用地の確保に向けては、市街化区域の拡大を検討する前に、まずは既存の市街化区域内での開発を優先するべきとの基本的な考え方を明確にする文言を追記しております。

4「本市の産業用地の現状」の部分では、分譲可能用地の面積を記載し、近いうちに枯渇すると記載しておりましたが、本方針と整合を図る必要がある区域マスで用いる根拠としては都市計画基礎調査に基づく面積とする必要があるとのことで、当該基礎調査の値ではない部分を削除しております。なお、用地不足の懸念については引き続き記載しております。

以上が修正の内容となっております。

15ページをご覧ください。パブリックコメントについてですが、前回の都市計画審議会終了後、11月7日から12月8日まで実施しております。

16ページをご覧ください。意見の提出者は9名、意見の総数は27件となりました。併せてお手元にお配りしている資料の「寄せられた意見と検討結果」をご覧ください。多かったご意見としましては、検討結果No.6のように、主に花川通延伸部分の樽川東地区について、住宅街に近いことから、産業の立地で電磁波、低周波の影響などによる健康被害の発生を危惧するため、本方針の策定に反対とのご意見が6件。

また、検討結果No.1のように、「樽川東地区の遮断緑地にひろがるオオバナノエンレイソウが開発により壊滅するのではないか」、「生振南エリアは防風林にオジロワシの営巣地があるため厳重な保護が必要」など、防風林の保全のため、本方針の策定に反対とのご意見が5件。検討結果No.12のように、今回の方針策定にあたりパブリックコメントのみとしていることが説明不足であるというご意見が4件。その他、ご質問のほか、No.20、「環境審議会に諮問すべき」とのご意見や、No.24、「ITや物流系については新港に近い樽川西、東地区にすべきで、生振南地区は工場より直売所や農園カフェ等の方がよい」といったご意見がありました。

なお、No.7「今回の方針作成に賛成」というご意見もいただいております。本賛成意見については生振地区の住民の方々32名の署名が付されておりました。これらに対する回答といたしましては、住環境に対する影響を危惧するご意見には、「具体的な立地計画が生じた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、環境に与える影響などについて関係法令に基づき事業者において

必要な手続きや住民説明が行われるものと考えている」としております。

また、自然環境の破壊を危惧するご意見に関しては、「本方針は、市街化調整区域における自然環境や営農環境の維持・保全を図りながら、産業用地不足という課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めるために定めるものであり、市街化を抑制する区域である市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において限定的な土地利用を可能とするもので、防風林や遮断緑地を産業用地として利用して大規模工業団地を造成するというものではない」という回答をしております。

結果としまして、いただいたご意見に対し採用は0件としており、原案の修正はありません。

以上より、前回審議会で諮問した内容については新旧対照表でお示した文言修正のみとなっております。

17ページをご確認ください。

今後についてですが、本日の審議会で妥当であるという答申をいただいた場合には、すみやかに本方針の策定を行いたいと考えております。

なお、本方針の策定の目的となる調地区制度、地域未来投資促進法の活用については、北海道による区域マスへの位置づけも必要となりますので、北海道へ書き込み案の申し出を行い、本年10月ごろの都市計画変更となる予定です。区域マスへの書き込み案の申し出につきましては、このあと報告案件でご報告させていただきます。

私からは以上です。

<福田会長>

ありがとうございます。資料の説明が終わりましたので、これより審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

はい、長原委員。

<長原委員>

長原でございます。少しお時間をいただいて話をしたいと思います。

私は、未利用地の促進や、企業が立地して産業集積が図られるということについて、基本的には賛成というか、反対するものではありません。

ただしですね、その前提としてはそれが自然環境や営農環境及び生活環境にですね、悪い影響を与えないということが大前提になることは申し上げるまでもないと思います。

昔ですね、新港開発の当初、新港の団地造成のときにですね、いろいろな住民に対する関係者からの説明というのがかなりいろいろありました。その時の非常に強調された説明としては、職住分離ということが言われてまして、公害問題も若干あったものですから、新港については遮断緑地もわざわざそのために造成するなど、住宅地と一定の隔離距離をもって建設するため、大きな工業団地ができることによって生活圏に影響を与えない

と、また交通環境についても、新川通を中心に337号などと新川通を迂回して車両が通行するという交通計画となっているから、既存の住宅地に与える影響はあまりないようにするというのが当時の説明でありました。しかし、その後時代も変わりましたので、ご承知のとおり昨年の暮れにですね、花川通が新港まで延伸されました。現在、昨年の暮れから急激に花川通の通行車両が増えました。しかも大型車両がものすごい増えまして、今回の大雪の件もありますけれども、元々花川通は道道石狩手稲線から札幌市域までの間はどちらかという花川南北団地に住んでる住人の生活道路だったんですよね。産業通りでは決してないんですよ。その生活道路がですね、今や生活道路というよりも、完全に産業通りのようなっちゃって大型車の通行量が非常に増えていくと、これが夏場になったらもっとどんどん増えていくと思うんですよね。そうしますと、かつて新港地域を形成してきた職住分離だとか、住宅地に影響を与えないこととかがだんだん薄れていくと。

今回の、この調整区域における産業系土地利用に関する方針についてですね、もしそういう方向になったら非常に困るなど、ここでは住環境、自然環境、営農環境に十分配慮して今後進めていくというふうに強調されてますので、ぜひそのように願いたいと思うのですが、この花川通の新港への貫通という事態ひとつ見ても、実際には相当大的な影響が団地のほうの住民には起きてますので、そういった点は今後どうしていくのかということについて、市のここに書いてある文言で本当に進められるのかということについて、もう少しご説明いただきたいと思います。

特に調整区域ですから、建築基準法の用途規制は適用されない訳で、そうすると何をもって規制するのかということになってくると、ここに書いてある地区計画を定めることによって一定の規制をかけていくという考え方なんだろうと思います。そうするとその地区計画をどう策定するかということが今後非常に大きな問題になってくると、それによって生活環境との取り合い、また自然環境との取り合いの問題で調和のとれた開発というのが本当に進められるのかとなってくると思いますので、現時点で市としてどのように検討されているかももう少し詳しく事務局としての立場をご説明いただけるとありがたいかなと思います。

特に、今言った花川通との関連でこの丸印がついている樽川東という地域ですよね、樽川東についてはパブリックコメントでは自然環境に関する影響ということ、また、健康被害を心配される市民の声も聞こえますが、私としてはむしろ交通量等の関連で住環境に与える非常に大きな影響を生じるのではないかと心配があるのですが、そのへんはどのように考えておられますでしょうか。樽川東地区については、特に慎重に扱っていただきたいと考えます。

単に赤い点々で囲われた丸で、区域がアバウトに表示されてますけども、今後実際にどういう形でこれらの区域を限定するのかと、その手続きなり方法がどのように進むのかなという点も疑問がありますが、そういう点も併せて、今後の地区計画の在り方、また促進法ですか、その在り方、その区域の設定の仕方について、もう少し都市計画審議会でするので、詳

しい説明をいただければありがたいかなと思います。以上です。

<福田会長>

はい、事務局のほうで追加でご説明いただける部分があればお願いしたいです。

<事務局：鶴沼主査>

私からご説明いたします。

まず、今回の基本方針ですが、市街化調整区域で無制限に建築を可能とするというのではなく、対象地域ですとか、誘導する産業を限定したうえで、地域未来投資促進法であるとか、調地区といった手法を活用して産業立地に向けた検討を可能とするというのが、今回の基本方針の中身となっています。

この基本方針が策定された後に、立地を希望する事業者が具体的に現れるところがスタートラインになるんですけれども、そういう事業者が現れた場合には、まずは事業者が作成する地域未来投資促進法にかかる計画というのがありますが、その計画を作成したり、市が調地区を使って地区計画を定める場合にも北海道によりその計画の承認であるとか、地区計画を定める際の協議というのがどうしても必要になってくるといったところで、立地までには多くのチェックが入ってくることになります。立地する産業については、この基本方針に定めた分野に限定されるのが基本となっております、無秩序に様々な建築物が建つといったことにはならないという仕組みとなっております。

実際にですね、具体的に企業さんの立地計画が出てきたときには、その企業の立地が周辺環境ですとか、交通量の影響とか、与える影響についてそれらのチェックの中で確認をしていきながら、検討していくことになるというふうに考えております。

<福田会長>

長原委員。

<長原委員>

地区計画の設定というのはどこらへんまで踏み込んで規制がかけられて、どういうふうになるのか、地区計画によって一定の地域をどのように設定するのかというふうに考えているのか、もう少し詳しく説明いただきたいのですが。

<事務局：鶴沼主査>

地区計画を設定したときに、建ぺい率や容積率を設定することができますのと、今回の基本方針で定めるデジタル関連の産業であったり、流通関係の産業、それしか建てられないような規制、地区計画の中身を設定していくことになると思います。

<長原委員>

よろしいですか。

<福田会長>

はい。

<長原委員>

以前のお答えとしてはそういうことになるのかなと思います。ただ私が、繰り返しになりますが、あえて申し上げたいのは地区計画の設定でしか、この地域の自然環境及び営農環境及び生活環境に対する影響との取り合いを最小限に抑えると、つまり悪影響を及ぼさないと言いますか、マイナスの影響をなるべく及ぼさないということの規制をかけられるとすれば地区計画しかないということになるわけですので、そのへんの取り扱い方について私は慎重の上にも慎重で、私市民委員なものですから、地域住民の立場からですね、申し上げているわけですが、地域住民の関連町内会などの意見も含めて十分に聞きながら進めていただきたいなど、特に樽川東地区という点については現在でも道路が貫通しただけで、これだけ交通量の増加が見られましたので、更にここで大型の物流センターとかが建設されるということになりますと、その影響は相当大きいものになるんじゃないかという心配を今からしている訳で、地域の心配をですね、こういった場で発言する人はなかなかいないと思いますので、あえて発言させていただきました。

ぜひ、慎重の上にも慎重な地区計画の設定にあたっての取り扱い方を私としては要望しておきたいと、都市計画審議会の意見としてもそういった意見を入れていただければと思います。以上でございます。

<事務局：本間部長>

よろしいですか。

<福田会長>

はい。

<事務局：本間部長>

この調整区域の方針は、活用できるようにするというのには一つありますが、調整区域の活用である意味一番大きな課題というのが雨水処理とか下水の処理をしないと工場は建たないということになります。

例えば、開発しようとする敷地の雨水処理をしようとするだけで、相当な設備投資が必要になってきます。数十億単位でかかると思っています。ですから、皆様いろいろな業種が入っちゃうかなんかと思っているかもしれませんが、それだけの設備投資をしないと使えない

土地なんですよ、調整区域というのは。ですから、相当大きな10ヘクタール、20ヘクタールのような大きな敷地で、ものすごい大きなプロジェクトじゃないとですね、おそらくこの調整区域で事業化というのは難しいのかなというのは正直思ってます。1ヘクタールとか2ヘクタールの事業体が雨水整備までしてここを選ぶかということそうはならなくて、それはまだ既存の新港の団地の中に小さな土地が十分ありますので、そこで補えられないような大きなプロジェクト、そういったものが来たときに石狩には土地が無いですよとならないように、特別こういうエリアも一応ありますけどご検討いただきたいということ、できれば市としてはできるだけ提案したいという意味の方針ですので、いろんな事業者が建つという想定は私どもは全くしておりません。そういう方針だということ。

それと、花川通も昨年12月13日にオープンしました。たしかに交通量、私どもも毎日朝夕見てますけども、朝夕の通勤時間は若干増えてるかなと思うのですが、逆に花川南の手稲線から、今まで冬の間はセイコーマートを超えるくらいまでずっと渋滞になってましたよね。開通後は全くその渋滞が見られないとか、交通量は増えてますけど流れが良くなった分、逆に市街地のほうに負荷がかからなくなってるという側面も見られましたので、一概に交通量が増えたから悪影響というふうなことではないのかなという、細かいデータは無いのであくまで感覚の話で恐縮ですけども、そういう良い面もあるということをご理解願いたいと思います。

<長原委員>

わかりました。

<福田会長>

市街化調整区域から市街化区域に変わるという案では決してございませぬということ、今後、もし大きなプロジェクトが来るという場合に未着手の土地利用ができればということで、地区計画を定めてその利用をどのように制限していくかというふうにはなるわけですけれども、長原委員からのご意見があった通り地区計画を定める必要がきた場合には、周辺にお住まいの住民の方々の意見を積極的に取り入れるよう配慮いただければよろしいのかなというふうに思うのですが、そのようなかたちで長原委員よろしいでしょうか。

はい、そのほかにご意見ご質問などございませぬでしょうか。

基本的には文章の表現変更ということがメインで今回の案として出されているわけですが、他にご意見はございませぬでしょうか。では、他に意見がないようですので、この件に関しては妥当であるということによろしいでしょうか。

諮問のあった3案件は妥当であるということによろしいでしょうか。

《異議なしの声》

では、諮問のあった3案件について審議を行ってまいりましたが、いずれの案件についても最終的には妥当であるという結論になりましたので、そのように答申したいと思います。文案については、事務局より答申案を委員の皆様に配布いたしますので、内容をご確認いただければと思います。

<長原委員>

今の会長のご発言ですが、慎重な検討を求める意見もあったということもぜひ、答申の中に入れておいてほしいのですが。

<福田課長>

事務局、長原委員の意見についてですけれども、答申の一部の中に加えるという方向でまとまりますでしょうか。

<事務局：那須野課長>

それでは、案を作成しますので、少々お待ちください。

<福田会長>

それでは少しお待ちいただけますでしょうか。10分程度休憩といたします。

<福田会長>

ただいまの答申書の内容についてですが、事務局のほうから長原委員の意見を踏まえましてこのように作成しようと考えております。配布しようと思っておりましたが、まずはこちらでご確認いただきたいと思います。

私が読み上げます。「令和7年11月6日付け、石建総第295号で諮問のあった下記の案件については、慎重審議の結果、妥当であるかと判断する。なお、諮問案件第3号については、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、十分考慮のうえ取り進めることを要望いたします。」ということで、下の3行以降のところについて、長原委員からの意見を反映させた内容となっております。皆様、この内容についていかがでしょうか。ご納得いただけますでしょうか。

《異議なしの声》

それでは、こちらの内容で答申書を作成していきたいと思います。

これより正式な答申書を作成いたしますので、少しお待ちいただけますでしょうか。

<福田会長>

それでは再開したいと思います。答申書の作成が終了しましたので、市長代理でおられる本間部長へ答申書をお渡ししたいと思います。

「石狩市長加藤様、代理本間部長様、札幌圏都市計画等の変更について、答申、令和7年11月6日付け、石建総第295号で諮問のあった下記の案件については、慎重審議の結果、妥当であると判断する。なお、諮問案件第3号については、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、十分考慮のうえ取り進めることを要望いたします。」以上です。

<事務局：本間部長>

ありがとうございます。

<福田会長>

よろしく申し上げます。

<福田会長>

それでは、引き続き報告案件第1号、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 第2回定時策定の中間見直しにかかる案の申し出について」事務局より説明をお願いします。

<事務局：鶴沼主査>

パワーポイント資料19ページをご覧ください。本件につきましては、前回の本審議会においてもご報告させていただいている北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの中間見直しに係るものでございます。

おさらいとなりますが、区域マスにつきましては、令和2年に見直しが行われ、次回の見直しは令和12年度に予定されておりましたが、ラピダスの立地という国策級のプロジェクトの発生を受け、急遽中間見直しを行うことになったものです。

本日、答申を受けましたことから「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針」を定めることとなりますが、本方針を活用するためには区域マスへの位置づけも必要となりますことから、北海道に要請するものです。

20ページをご覧ください。本市の申し出案につきましては記載のとおりですが、札幌圏都市計画区域を構成する札幌市、江別市、北広島市、小樽市各市の案を札幌市が代表して取りまとめまして、北海道に対し申し出を行うこととなります。

本市の申し出案につきましては、お配りした資料「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の全体版12ページの5ポツ目に記載されることとなります。

記載内容につきましては、「石狩湾新港地域に接続する国道337号、国道231号、花川通の沿線においては、再生可能エネルギーの集積地や海底通信ケーブルの陸揚げ地の近傍であることや、交通利便性の高さの優位性を活かした、デジタル関連産業や物流産業の立

地をはじめとした地域の産業振興に寄与する土地利用を図るため、都市構造の維持と周辺環境の保全・調和等の観点を踏まえた上で、地区計画等による限定的な都市的土地利用を検討する。」となります。

21ページをご覧ください。

今後、案の申し出を行ったのち、北海道において区域マス変更案についてパブリックコメントを実施、道の都市計画審議会において審議ののち、10月ごろの都市計画変更となる予定と聞いております。

わたくしからは以上です。

<福田会長>

はい、ご説明ありがとうございます。

本報告に対し何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

一つ前の案から、こちらの区域マスへの位置付けが必要だということで、今回この新しい文言をこちらの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」というものに加えたいということですね。これを加えないと、先ほどの土地利用が難しくなってしまうということですので、手順に沿ってこのような手続きが必要ということで、報告案件として出てきておりますが、皆様いかがでしょうか。

<榎本委員>

他の都市からも出てくるわけですね。道のホームページを見るとその内容とかも我々も見れるようになるということですね。

<事務局：鶴沼主査>

お答えします。今のところですね、北広島市さんも同じような書きぶりで「開発及び保全の方針」のほうに書き込みを今後されるというところになっておりまして、これについてはホームページ等で確認することができます。

<榎本委員>

はい。楽しみです。

<福田会長>

そのほかに、何かご意見などございませんでしょうか。

それでは、これで本日予定していた案件についての審議を終了したいと思います。最後にその他として事務局から、何か連絡事項等がありますか。

<事務局：那須野課長>

ございません。

<福田会長>

それでは、議事録については、ご発言のあった委員の皆さまにご確認いただいたのち、会長の私と、榎本委員で行いたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

<榎本委員>

はい。

<福田会長>

ありがとうございます。それでは、ご審議いただき、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。皆様、お疲れ様でした。

令和8年 3月 4日 議事録確認

会 長 福田 菜々

委 員 榎本 哲史